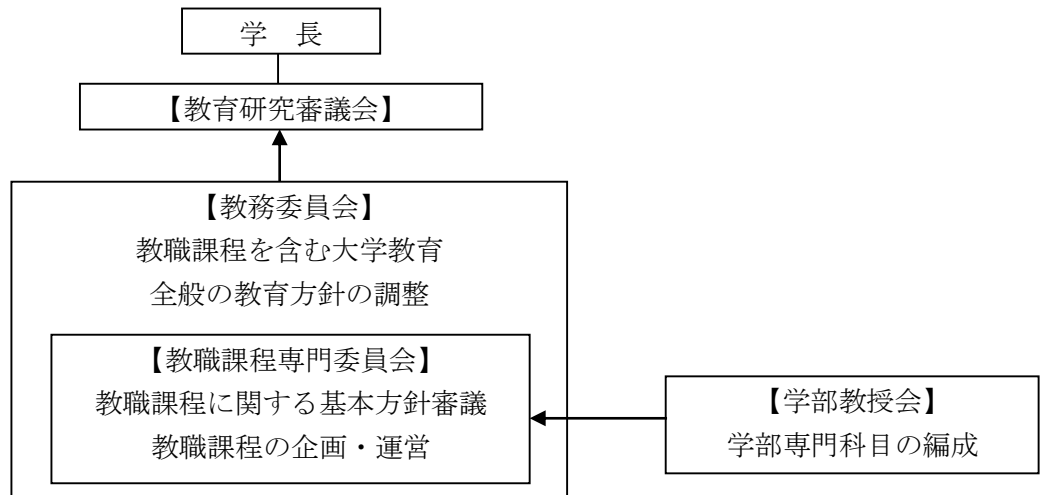


教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

1 委員会等の名称			
教職課程専門委員会			
2 委員会等の構成員			
委員長	鈴木 康郎	地域教育研究センター	教授
副委員長	石山 貴章	地域教育研究センター	教授
委員（国語）	井上 次夫	文化学部	教授
委員（英語）	鳥飼 真人	文化学部	准教授
委員（養護）	池添 志乃	看護学部	教授
委員（栄養）	笠原 賀子	健康栄養学部	特任教授

3 委員会等の所掌事務等

- 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
- ・ 委員会等の名称 「高知県立大学教職課程専門委員会」（高知県立大学教務委員会の専門委員会として位置づけられている）
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 4 名（各学科の教職課程の担当教員）の計 6 名構成
 - ・ 委員会等の運営方法
- 委員会においては、教職課程のカリキュラム立案等、免許状更新講習の実施に関する事項を審議し、実施している。
 - 委員会は、具体のカリキュラムについては、必要に応じて当該委員会において検討をしている。検討は、各学部教授会から教職課程専門委員会、教務委員会の審議を経て、最終的に教育研究審議会に諮り、翌年度のカリキュラムの内容を決定する。
 - また、免許状更新講習は、各学部教職専門委員が企画した内容を各学部教授会で審議のうえ、教職課程専門委員会へ提案して承認を受けて、文部科学省へ認定申請している。



- (参考) 高知県立大学教職課程専門委員会規程第 3 条（所掌事項）
- 専門委員会は、教職課程の企画運営に関する事項について審議し、執行する。
- 2 教職課程の企画運営に関する事項は次のとおりである。
- (1) 教職課程に関する科目の編成及び改廃並びに担当者に関する事項
 - (2) 教育実習(養護実習及び学校栄養教育実習を含む。)に関する事項
 - (3) 介護等体験に関する事項
 - (4) その他教職課程に関する事項
- 3 教務委員会又は大学院教務委員会から別に諮問があるときは、速やかにこれに応じるものとする。